

滞在施設の旅館業法の適用除外

(国家戦略特別区域法 第13条)

規制改革の内容

特例措置前

宿泊期間が1ヶ月未満の場合、旅館業法が適用される。

<適用による主な義務>

- ・フロントの設置、宿泊者名簿の作成
- ・衛生管理、保健所による立入検査 など



特例措置

都道府県知事等の特定認定を受けた場合、旅館業法の適用を除外する。



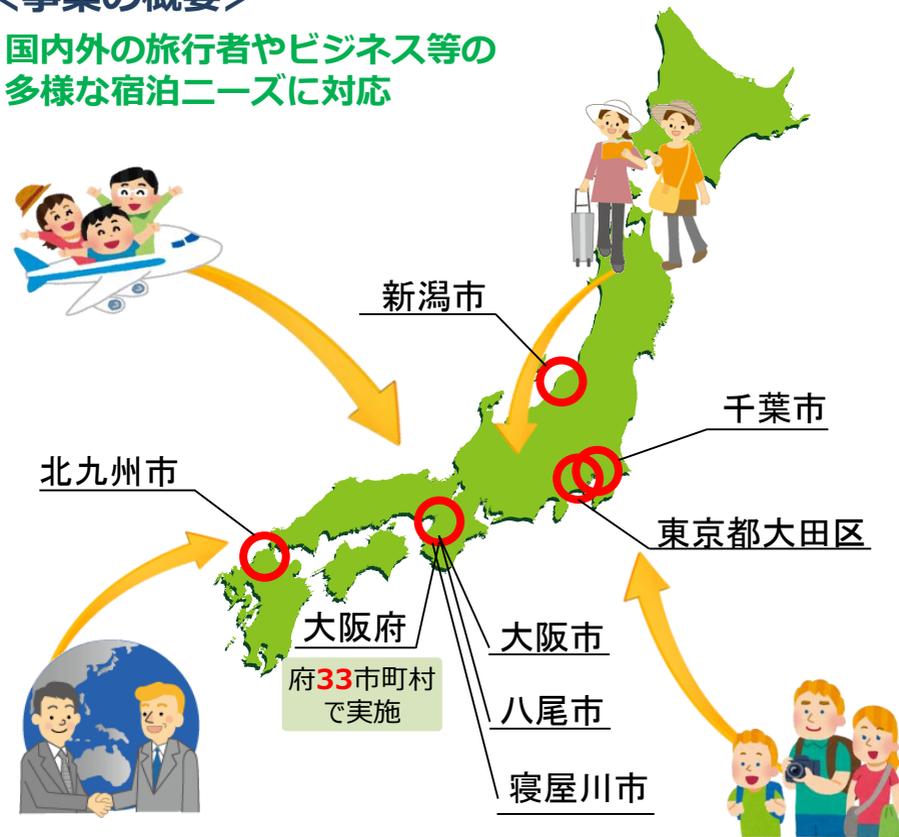
効果

観光やビジネスの宿泊ニーズに対応した新たな宿泊施設の提供が可能となる。

規制改革の概要

<事業の概要>

国内外の旅行者やビジネス等の多様な宿泊ニーズに対応



●条例で定める滞在期間: 2泊3日以上